



市 からの 連絡 帳

税・国保・年金

市税・国民健康保険料(税)の休日納付相談窓口

時 5月9日(土)・10日(日)午前9時～午後4時
場 市税…納税課(田無庁舎4階)
 国民健康保険料(税)…保険年金課(田無庁舎2階)
 ※窓口は田無庁舎のみ
内 市税・国民健康保険料(税)の納付および相談、納付書の再発行など
◆納税課☎(042-460-9832)
◆保険年金課☎(042-460-9824)

平成27年度の納期

平成27年度の市民税・都民税、固定資産税・都市計画税などの納期は、下表のとおりです。

納期限を過ぎると延滞金が加算されたり、差し押さえなどの滞納処分を受けたりすることがあります。納期内の納税にご協力ください。お困りの事情がある方は、ご相談ください。

納税には口座振替が便利です。そのほか当初納税通知書によりコンビニ、ペイジー、クレジットカードで納付できます。詳細は、お問い合わせください。

□平成27年度の納期

1期	5月	固定資産税・都市計画税 軽自動車税
	6月	市民税・都民税(普通徴収)
2期	7月	固定資産税・都市計画税
	8月	市民税・都民税(普通徴収)
3期	10月	市民税・都民税(普通徴収)
	12月	固定資産税・都市計画税
4期	1月	市民税・都民税(普通徴収)
	2月	固定資産税・都市計画税

※納期限日は、各納期月の末日(12月は25日)
 ※納期限日が土・日曜日・祝日などの金融機関休業日の場合は、翌営業日に繰り延べ
 ※口座振替の申し込みは、振替開始希望日の45日前までに下記へ

◆納税課☎(042-460-9831)

住民票等自動交付機のご利用を

西東京市民カード・ほうや市民カードをお持ちの方で、暗証番号を登録してい

る方は、住民票等自動交付機で住民票・印鑑証明書を取ることができます。

□手数料
 1通：窓口交付300円
 住民票等自動交付機200円

設置場所	利用日時
田無庁舎2階	月～金曜日 午前8時30分～午後8時
保谷庁舎1階	土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時
ひばりヶ丘駅前出張所	
柳沢公民館	月～金曜日 午前9時～午後8時
芝久保公民館	土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時
保谷駅前公民館	※第4月曜日は休館です。
東伏見ふれあいプラザ	火～金曜日 午前9時～午後7時
	土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時
	※月曜日から祝日が連続する場合は、祝日明けの平日が休館です。

※年末年始(12月29日～1月3日)は休み

◆市民課☎(042-460-9820)
 ☎(042-438-4020)

「柔道整復療養費に関するアンケート調査」にご協力を

市では厚生労働省通知に基づき、国民健康保険加入者が、国民健康保険証を使って接骨院・整骨院で施術を受けた際の、施術内容の照会を5月施術分から東京都国民健康保険団体連合会への委託により開始します。

7月以降、市から文書によるアンケートで施術内容などを確認する場合があります。施術を受けたときは、負傷原因・負傷部位・施術内容・施術年月日を記録し、領収書などを保管してください。アンケートが届いた方は、回答にご協力をお願いします。

◆保険年金課☎(042-460-9821)

平成27年度年金支払額(6月支払い分)が変更

平成27年度年金支払額は0.9%引き上げ(基礎年金を満額で受給していた場合、月額608円増)されます。

これは賃金や物価水準の変動による改定に加え、本来の額より高い年金の支払いを解消するための法律に基づく引き下げ幅(0.5%)を含んだ改定です。

実際に振り込まれる年金額は、6月上旬に日本年金機構から送付される年金額改定通知書でご確認ください。

※加入していた年金によっては0.9%の

引き上げではない場合があります。

☎武蔵野年金事務所
 (☎0422-56-1411)
 ◆保険年金課☎(042-460-9825)

福祉・子育て

生活つなぎ資金貸付の変更

4月1日から生活つなぎ資金貸付の内容が変わりました。

対 市内に3カ月以上居住する住民基本台帳登録者で、満20歳以上の独立した生計を営む世帯主の方
 ※そのほか条件あり。お問い合わせください。

内 一時的に生活資金が必要な方への貸し付け

- 貸付限度額：2万円
- 償還期間：4カ月以内
- ※詳細は、市HPまたは下記へ
- ◆生活福祉課☎(042-438-4022)

生活困窮者自立支援事業

法施行に伴い、4月1日から次の3事業を実施しています。

- 自立相談支援事業
- 住居確保給付金事業
 ※資産・収入など要件あり
- ひきこもり・ニート対策事業

対 市内在住の生活保護を受給していない方(ひきこもり・ニート対策事業は、生活保護受給者を含む)で、次の項目に該当する方

- ①経済的に困っている方
- ②ひきこもり状態の方(中学3年生～29歳)
- ③①・②と同じ世帯の方
- ※詳細は、市HPまたは☎へ

☎西東京市生活サポート相談窓口
 (☎042-438-4023)

◆生活福祉課☎(042-438-4022)

子育て世帯臨時特例給付金

消費税引き上げの影響などを踏まえ、平成27年6月分児童手当受給者で、平成26年中の所得額が児童手当の所得制限額未満である方を対象とした、子育て世帯臨時特例給付金の申請手続きの準備を進めています。

申請時期などの詳細は、今後、市報・市HPでご案内します。

※臨時福祉給付金については、生活福祉課より6月にお知らせする予定です。

◆子育て支援課☎(042-460-9840)

暮らし・スポーツ

わが家の耐震診断をしよう

地震災害に備えるため建物の設計図を基に簡易耐震診断をし、皆さんが抱える問題への指導・助言などの無料相談を毎月両庁舎で交互に行っています。

時・場 5月9日(土)午前9時30分～午後0時30分・田無庁舎1階

※1人40分程度
対 ①市内にある地上2階建て以下の木造一戸建て住宅で、自ら所有し居住している住宅

②原則として新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)以前に建築した住宅

定 8人(申込順)

申 2日前までに電話で下記へ

☐相談員 住みよい町をつくる会に所属する相談員

◆都市計画課☎(042-438-4051)

下野谷遺跡国史跡指定地近隣の皆さんへの説明会

時 5月12日(火)午後7時～8時30分

場 東伏見小学校
 ◆社会教育課☎(042-438-4079)

スポーツ振興事業補助金の利用

以下の条件を満たす場合、派遣事業に伴う経費の一部を補助します。

対 市内在住の方、市内に活動の本拠がある団体(条件あり)

☐対象事業 国際大会、国・地方公共団体などが主催・共催する全国大会、関東大会などで、地方大会などを経て市または所属団体を代表して出場する大会

※補助金を受けることができる回数は、当該年度において1回限り

申 所定の申請書をスポーツ振興課(保谷庁舎3階)へ

◆スポーツ振興課☎(042-438-4081)

スポーツ施設利用休止

施設工事などのため、下記の施設・期間の使用ができません。ご理解とご協力をお願いします。

※工事などが予定より早く終了した場合は随時、予約の受け付けを行います。

●芝久保第二運動場D・E面(クレーコート改修工事)…7月1日(水)～18日(土)

●スポーツセンター第2体育室(照明器具更新作業)…7月27日(月)～31日(金)

◆スポーツ振興課☎(042-438-4081)

児童育成手当・児童育成手当(障害)の新規申請を ～6月が年度更新月です～

現在手当を受給していない方で支給要件に当てはまる方は、新規申請手続きが必要です。所得・扶養人数などの関係で新年度から該当する方は、5月中旬に申請してください。手当の支給は申請の翌月からとなります。所得が一定額以上の場合は、手当は支給されません(表1参照)。

◆児童育成手当

対 父・母が婚姻を解消または同様の状態などにある、18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童を扶養している方
 ※受給者が事実婚状態にある場合などは対象外。詳細は、お問い合わせください。

☐支給金額
 月額1万3,500円(児童1人当たり)

☐所得制限 表1参照

☐必要書類 表2参照(後日提出可)

◆児童育成手当(障害)

対 「愛の手帳」1～3度、「身体障害者手帳」1～2級程度または脳性麻痺、進行性筋萎縮症の障害がある20歳未満の児童を養育している方

☐支給金額 月額1万5,500円

☐所得制限 表1参照

☐必要書類 表2参照(後日提出可)

◆子育て支援課☎(042-460-9840)

表1 平成27年度所得制限額(平成26年中の所得額)

扶養人数	受給者所得制限額
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円

表2 申請に必要なもの

必要なもの	児童育成手当	児童育成手当(障害)
印鑑	○	○
戸籍謄本(申請者および児童のもの)	○	-
平成27年度課税証明書(平成27年1月2日以降に転入の方)	○	○
申請者名義の預金口座の分かるもの	○	○
身体障害者手帳・愛の手帳(お持ちの方)	-	○
その他(調査書類など)	○	-